

とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下、「甲」という。))が発注するとちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務を受託する者(以下、「乙」という。))の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務

2 委託業務の目的

栃木県は、県土面積の約 54%を森林が占め、その豊かな森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能や木材生産機能の発揮を通じ、私たちに様々な恩恵をもたらしている。

栃木県では、こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、とちぎの元気な森づくり県民税及び国の森林環境譲与税（以下、「両税」という。）を活用し、森林の整備等を進めてきた。

令和 8 (2026) 年 1 月には、森林の現状や、森林の持つ公益的機能、両税の取組等について、一括して効率的に分かりやすく掲載するとちぎの元気な森づくりポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を開設したところである。今後は、県民及び事業者が必要な情報を、ポータルサイトを通じて発信するとともに、森林ボランティアへの参加や森づくり基金への寄附など、県民参加による森づくりの取組につなげていくこととしている。

しかしながら、これまで両税の取組に関する認知度向上のため、テレビ・新聞等を活用した普及啓発事業を実施してきたが、「とちぎの元気な森づくり県民税の名称や目的を知っている」人の割合は、令和 7 (2025) 年度時点で 39%（目標：50%）となっており、特に 20～30 代の割合は 7 %程度と極めて低く若年層の認知度向上が課題となっている。

そこで、本業務では、両税の若年層への普及啓発を目的に、デジタルマーケティングの手法を用いた広告配信を行う。

3 業務委託契約期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (水) まで

4 委託料

3,179,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内

「広告修正費」「広告配信費」「広告管理運用費」及び「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

5 業務の内容

(1) 動画修正及び配信業務

ア 過年度制作した 15 秒動画又は 30 秒動画について、その一部を県民税の更なる認知度向上につながる内容となるよう修正の上、配信すること。

15 秒動画：<https://www.youtube.com/watch?v=uAUTNaw1v2w>

30 秒動画：<https://www.youtube.com/watch?v=6FTowin-Jp8>

イ 広告の配信に当たっては、表示回数 210 万回又は 215 万回を下限とし、目標を達成できるように配信スケジュール及び戦略を作成し、甲と協議の上、配信時期を決定すること。

ウ 広告を掲出するプラットフォームは、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し広告効果が最適化されるように選択、又は組み合わせることにより、動画広告を配信すること。

エ 配信対象は栃木県在住者の若年層とし、詳細は甲と別途協議とすること。

(2) 分析及び検証業務

ア 広告配信開始後、1 週間に 1 回程度、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地で実施する。

イ 広告配信期間終了後、広告及びウェブサイトについてアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出する。

6 実施計画書及び報告書の提出

(ア) 乙は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」(任意様式)を作成して甲に提出すること。

(イ) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出し、甲の検査を受けること。

(ウ) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 成果物等

下表に示す成果物等を提出期限までに納入すること。納入場所は栃木県環境森林部環境森林政策課とする。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する。

成果物	内容	形式	提出時期
実施計画書	企画提案書をもとに、配信体制、スケジュール等具体的な内容をまとめた資料	電子データ	契約締結後速やかに
実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	電子データ	委託業務完了後 10 日以内
効果測定及び報告 (分析結果報告書)	事業の結果分析及び今後の改善提案を含んだ報告書	電子データ	委託業務完了後

8 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (3) 広告配信等にあたっては、別添1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目を実施すること。
- (4) 乙は、この契約による業務を処理するための取扱いについては、別添2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本業務の実施に際して、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (7) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りではない。
- (9) 乙は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。なお、統括責任者は原則として変更できないものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネー

ヤー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

(別紙2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。